

美郷版電子マネー「みさとと。P a y」取扱店規約

第1条（総則）

本規約は、「美郷版電子マネー（以下、「みさとと。P a y」という。）」の利用等に関する事項について、取扱店と美郷町商工会（以下、「本会」という。）との間の契約関係を定めるものとします。

第2条（用語の定義）

1. 「みさとと。P a y」とは、本会の発行する電子マネーに関するサービスの総称をいいます。
2. 「みさとと。P a yカード」とは、本会の発行するカードであり、みさとと。P a yの残高等を記録するカードをいいます。
3. 「みさとと。P a y電子マネー」とは、本会が発行したみさとと。P a yカードに記録された、前払式支払手段の方法による金銭的価値を証するものをいいます。前払式支払手段は、金融庁所管の資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）に基づいた仕組みです。
4. 「会員」とは、本会の定める「美郷版電子マネー「みさとと。P a y」利用規約」（以下、「利用規約」という。）に同意して、前項のカードを付与した個人また法人をいいます。
5. 「取扱店」とは、本会の定める本規約に同意し本会に登録を申し込み、本会が審査のうえ取扱いを承認した法人または個人で、みさとと。P a yを対価に会員に商品の販売・サービスの提供を行い、その結果として本会に対してみさとと。P a y取引による売上金額相当の精算金の売掛債権を取得するものをいいます。
6. 「端末」とは、本会の定める仕様に合致し、カードに対してみさとと。P a yの決済処理をすることができる決済端末機をいいます。
7. 「チャージ」とは、本会所定の方法でみさとと。P a yカードにみさとと。P a y電子マネーを加算することをいいます。
8. 「ポイント」とは、みさとと。P a yまたは現金での支払金額に応じて付与する、もしくは支払に利用できるポイントのことをいいます。

第3条（取扱店登録）

1. みさとと。P a y事業には、美郷町内の事業所の中から取扱店を募るものとします。
2. 本条第1項に定める地域以外の事業所においても、本会が認めた事業所はこの限りではありません。
3. 事業者は、本規約に同意したうえで取扱店申込を行うこととします。本会は事業者の取扱店申込を受けて協議します。協議内容によっては取扱店申込を不受理とする場合もあります。

第4条（みさとと。P a y決済）

1. 取扱店は、会員がみさとと。P a yカードを提示して商品等の販売または提供を求めた場合には、次の各号に基づき、前払式支払手段による決済および商品等の販売または提供を行うものとします。
 - ①みさとと。P a yカードの真偽をチェックし、当該カードが有効なものであることを確認するものとします。
 - ②みさとと。P a yカードが有効である場合には、当該カードを端末で手続きすることにより、みさとと。P a y決済の処理を行うものとします。
 - ③前号のみさとと。P a y決済処理とは、みさとと。P a y残高から、商品等の販売または提供対価の総額を差し引くことを意味します。
 - ④本会または取扱店の定める方法により、会員は現金その他の支払方法およびみさとと。P a yを併用できるものとします。また、みさとと。P a y残高が商品等の販売または提供対価の総額に不足する場合には、会員は、その不足額を本会もしくは取扱店が定める方法により、現金その他の支払方法で支払うものとします。
 - ⑤取扱店は本条第1項2号に定める手続きにより端末から出力されるレシートにみさとと。P a y残高情報が印字されていることを確認のうえ、当該レシートを会員に交付し、みさとと。P a y残高の確認を求めるものとします。会員は、万一残高に誤りがある場合には、その場で取扱店に申し出るものとします。

⑥レシートの取扱店用控えは、取扱店の責任において保管し、他に譲渡してはなりません。

⑦取扱店は、本条各号に定める事項を善良なる管理者の注意義務をもって行うものとします。

2. 取扱店は、システムの障害時、システムの通信時またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、みさとと。P a yによる取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等については、いかなる場合にも本会は責任を負わないものとします。

3. 取扱店は、端末を修理、修復する必要があるときは、取扱店の責任をもって迅速に対応するものとします。

第5条（みさとと。P a yチャージ）

1. 取扱店は、会員がみさとと。P a yのチャージを希望した際、1,000円単位でチャージの処理を行うものとします。

2. みさとと。P a yカード1枚に対しての1回の入金上限金額は45,000円とします。

3. 無償発行分を含めた累積保有金額の上限は50,000円とします。

4. みさとと。P a y電子マネーの有効期限は、会員が取扱店でみさとと。P a yを利用（残高照会、支払いまたはチャージ）した最終利用日より3年とします。残高の有無に関わらず、有効期限を過ぎた場合は、チャージされた残高はゼロとなります。

5. 会員よりチャージ取消しの申し出があった場合は、原則返金することはできません。

第6条（取扱店舗）

1. 取扱店は、店舗内外の公衆の目につきやすい場所に本会の定める取扱店標識を掲げるものとします。

2. 取扱店は、みさとと。P a yの商標または取扱店標識を使用した看板、幟、販促物等を作成する場合は、本会に報告するものとします。

3. 取扱店は、本会が、会員のみさとと。P a y利用促進のために、取扱店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に取扱店の名称および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。

第7条（取扱カード）

取扱店は、カード裏面記載の会員番号その他の様式要件を具備したものおよびカード裏面に会員署名欄がある場合は、当該会員による自署がされているカードを有効なみさとと。P a yカードとして取扱うものとし、自署した会員以外の者にみさとと。P a yカードを利用させることはできません。

第8条（商品の引渡し・役務の提供）

1. 取扱店は、みさとと。P a y決済を行った場合、会員に対し、直ちに商品等を引渡しまたは提供するものとします。なお、みさとと。P a y決済を行った日に商品等を引渡しまたは提供することができない場合には、取扱店は、会員に対して書面をもって引渡しもしくは提供の時期を通知するものとします。

2. 取扱店は、みさとと。P a y決済に係る商品または役務を複数回に分けてまたは継続的に引渡しもしくは提供する場合において、会員に対して書面をもって引渡時期または提供の時期、および提供期間を通知するものとします。また、この場合において、取扱店の事由により商品等の全部または一部の引渡しもしくは提供することが不能または困難となったときは、取扱店は、直ちにその旨を会員および本会に連絡するものとします。

第9条（みさとと。P a y決済のキャンセル要請）

取扱店は、会員よりみさとと。P a y決済による販売または提供した商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題により、決済のキャンセル要請があった場合は取扱店の端末より決済取消の処理を行うものとします。なお、その際のトラブル等については、取扱店と会員との間で解決するものとしますが、その原因がシステム等によるものである場合は、速やかに本会に連絡するものとします。

第10条（会員への払戻し）

取扱店は、会員からみさとと。P a yの払戻しを求められた場合、原則払戻しをすることができない旨の説明を行うものとします。

第11条（不正利用への対応等）

1. 取扱店は、自己の責任において取引の安全性の確保に努め、みさとと。P a yの不正利用の防止に協力するものと

します。

2. 取扱店は、商品の購入等を行った者がみさとと。P a yカード裏面に記載された本人以外であると疑われる場合や使用状況が明らかに不審と思われる場合は、当該取引を行わないものとし、直ちにその事実を本会に連絡するものとします。

3. 本会は、取扱店と会員との取引において、不正利用が発生しているまたはそのおそれがあると判断した場合、取扱店に対してみさとと。P a yを使用した商品等の引渡しまたは提供を停止することを求めることができるものとし、取扱店は当該求めがあった場合、直ちにこれに応じるものとします。

4. 取扱店は、不正利用が発生した場合は、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、実施するものとします。また、取扱店は、遅滞なく、当該調査の結果および策定した計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを本会に報告するものとします。

第12条（秘密情報の管理責任）

1. 取扱店は、本規約に基づくみさとと。P a y決済を行ううえで知り得た、会員に関する個人情報および本会の営業上その他の機密（以下、「秘密情報」という。）を完全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、本会の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。また、取扱店は、秘密情報をみさとと。P a y決済を行う目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに取扱店の責任のもとに当該秘密情報を破棄または消去等するものとします。

2. 取扱店は、自らの責任において、秘密情報を第三者に閲覧、改ざんまたは破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理するものとし、自らが支配可能な範囲において、すべての責任を負うものとします。

3. 取扱店は、取扱店の故意、過失の有無にかかわらず、秘密情報を第三者に提供、開示もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を本会に対し報告するものとし、本会の指示に従うものとします。

4. 取扱店の責に帰すべき理由により、前項に規定する事故が生じその結果、会員、本会またはその他の第三者に損害が生じた場合は、取扱店は、当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

5. 本条に定める義務は、本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第13条（費用負担）

1. 取扱店は、自らの費用をもってチャージ又は使用処理するものとし、当該処理に必要となる端末機器又はソフトウェア等の費用（レシート等の消耗品を含む。）、その維持及び管理に必要な通信費その他の費用並びに技術の導入等の費用を負担するものとします。

2. サービスの仕様変更等により、取扱店においてシステム改修等が必要となる場合も、前項と同様とします。

第14条（端末機器の貸与）

1. 取扱店に設置する端末機器は、本会又は本会の指定する者の所有とし、取扱店に無償、もしくは一部負担により貸与するものとする。

2. 端末機器は本会の許可なしに、他人に貸与、譲渡することはできない。

3. 取扱店の過失、不注意により、端末機器を破損または紛失した場合、原則として取扱店の負担において修理、弁済するものとする。

4. 端末機器に故障もしくはその兆候があるときには、本会に速やかに連絡するものとする。

第15条（禁止事項等）

1. 取扱店は、有効なみさとと。P a yカードを提示した会員に対して正当な理由なくして決済を拒絶し、または直接現金その他の支払方法を要求する等の行為をしてはなりません。また、会員に対して、商品等の対価について手数料等を上乘せする等現金払客と異なる代金等を請求する、または取扱商品等および商品等代金につき制限を設けるなど、会員に不利益となる差別的な取扱いをしてはなりません。

2. 取扱店は、正当な理由がない限り、会員の目の届かない場所でみさとと。P a y 決済手続きを行わないものとします。また、第 16 条に定める場合を除き、会員からカードを回収し、預かりおよび保管することはできないものとします。
3. 取扱店は、決済にあたり、本会所定のレシート以外を使用することはできません。また、レシートは、取扱店の責任において保管し、他に譲渡することはできないものとします。
4. 取扱店は、提示を受けたみさとと。P a y カードが汚損、破損等により券面が不鮮明なもの（Q Rコードが読めない、カード番号が読めない等）を取り扱うことはできません。
5. 取扱店は、1 件のみさとと。P a y 決済につき、会員本人名義のみさとと。P a y カード 1 枚のみを受け付けるものとします。
6. 取扱店は、本会が承認した場合を除き、商品券その他の金券類、その他本会が利用規約に指定する商品等については、みさとと。P a y 決済により販売または提供することはできません。
7. 取扱店がみさとと。P a y による決済ができることは、当該決済に関わる商品等代金、消費税および本会が認める料金等に限られるものとし、立替金、過去の売掛金等ならびにこれらを含めた金額を決済してはなりません。
8. 取扱店は、第三者が有する債権を当該第三者から譲り受けまたは当該第三者に代わって取扱店によるみさとと。P a y 決済に係る債権として本会に精算支払請求することはできません。
9. 取扱店は、違法もしくは公序良俗に反する商品等のみさとと。P a y 決済、違法または不適切な方法による商品等のみさとと。P a y 決済およびその他これらに類する不正、不健全な決済をしてはなりません。
10. 前各号の他、取扱店は、本規約ならびに資金決済法その他の法令および商慣習等に反した決済の取扱いをしてはなりません。

第 16 条（無効カードの取扱い）

1. 取扱店は、次の各号のいずれかに該当するときは、みさとと。P a y カード提示者に対する決済を拒絶するものとします。
 - ①明らかに偽造、変造もしくは模造と判断することができるカードまたは破損等したカードの提示を受けたとき。
 - ②カード裏面記載の署名とカード提示者の氏名が明らかに相違するなど、カード提示者がカード名義人以外の者と思われるとき。
 - ③カード提示者が明らかに不審であるとき。
 - ④その他カードの利用等について不審と思われるとき。
2. 前項各号のいずれかに該当する場合、取扱店は、当該カードの回収・保管に努めるものとします。この場合において、カード回収の成否を問わず、また事前事後にかかわらず、直ちに本会あてに当該事象を連絡し、本会の指示に従うものとします。なお、カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合は、すべて本会が責任をもって解決するものとします。

第 17 条（法令遵守）

取扱店は、本規約に基づくみさとと。P a y 決済に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面等および決済の方法について、資金決済法、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、個人情報保護法その他の法令等ならびに本規約を遵守するものとします。

第 18 条（みさとと。P a y 決済手数料）

取扱店は、本会に対してみさとと。P a y にて支払った金額に対し、所定の決済手数料を支払うものとします。

第 19 条（みさとと。P a y ポイントの発行）

1. 取扱店は、原則として売上に対し 100 円（税抜）毎に 1 ポイントの割合にて端末を使用し、当該ポイントを会員に発行しなければならないものとします。お買上げは現金もしくは電子マネーによるものとし、取扱店の判断により他社のキャッシュレスサービスやクレジットカード、その他の支払いにも応じることができるものとします。また、取扱店が独自に発行しているポイントカード等との併用は取扱店の判断により応じることができるものとします。

2. 取扱店は、所定のポイント発行手数料を本会に納入するものとします。
3. 取扱店の販売促進を目的としたポイント発行については、売上に対し 100 円（税抜）毎に 1 ポイント以上の倍率で発行できるものとします。
4. 特価品又は特別商品、配達商品等へのポイントの発行については、取扱店の責任において行うものとし、ポイントの発行を行わない場合には、その旨をはっきりと表示し、会員に了承を頂くこととします。
5. 取扱店は、第 20 条に基づき実施する本会統一の「ポイント〇倍セール」等のイベントには必ず参加するものとします。
6. 各取扱店におけるポイントの〇倍セール等は取扱店の自由とし、本会にイベント開催申込書を提出の上実施することができるものとします。
7. 原則として取扱店以外はポイントの発行および精算はできません。
8. 会員がみさとと。P a y カードを忘れた場合については、取扱店の判断と責任において応じることができるものとします。

第 20 条（イベントポイント）

1. 本会は会員への還元のため本会が費用を負担し、会員が取扱店で買い物をする際にポイントとは別に追加で付与するイベントポイントを発行できるものとします。
2. 本会はこの規約にない新たなポイントを協議の上で発行できるものとします。

第 21 条（みさとと。P a y ポイントの回収）

1. 取扱店は、会員がポイントにより商品の購入およびサービスの提供を希望した場合は、当該カードポイント残高から商品の購入の全部または一部の額に相当するポイントを差し引くものとします。
2. 取扱店が回収したポイントは、所定の金額にて、本会より取扱店へ支払うものとします。
3. 回収方法は、取扱店の売上決済のための回収、本会が企画するイベント回収、その他の回収とします。
4. 取扱店は、みさとと。P a y カードに記録されたポイント残高を売上等の決済の手段とする以外、換金してはなりません。
5. ポイントの有効期限は、会員が取扱店でポイント付与されるまたはポイントを利用した最終利用日（残高照会、支払いまたはチャージ、ポイント付与）より 1 年とします。

第 22 条（商品等代金および取扱店手数料の精算）

1. 本会は、取扱店における商品等代金の決済額を毎月 5 日と 20 日に締め、本会所定の方法により集計するものとします。
2. 本会は、所定の方法で決済手数料の金額を算定するものとします。
3. 本会は、商品等代金からチャージ代金、決済手数料、ポイント発行および回収に関わる費用を差し引いた金額を振り込む場合には、取扱店の指定する金融機関口座宛に 5 日締めは当月の 10 日に、20 日締めは当月の 25 日に振込みます。また、差し引いた金額を引き落とす場合には 5 日締めは当月の 15 日に、20 日締めは当月末日に引き落とすものとします。なお、当該振込みに係る銀行振込手数料は、本会の負担とします。
4. 支払日が金融機関休業日の場合は、原則として振込む場合には支払日の前営業日に振込み、引き落とす場合は翌営業日に引き落とすものとします。
5. 取扱店口座の残高不足等の理由により、清算ができない場合は、5 日締めは当月末日までに、20 日締めは翌月 15 日までに本会へ現金にて支払うものとします。

第 23 条（消費税の取扱）

本規約に関わる諸費用・手数料について消費税が賦課されるときは、消費税額は当該諸費用・手数料の発生時点の消費税率により計算し、取扱店が当該消費税を負担するものとします。

第 24 条（苦情の処理）

1. 取扱店の故意または過失によるサービスの不履行等、取扱店に起因する理由により会員が苦情を申し立てた場合は、

取扱店は、速やかに会員と協議のうえ解決するものとします。

2. 取扱店は、会員からみさとと。P a yに関する苦情を受けた場合は、誠実に対応し、また、必要に応じて速やかに本会へ報告を行うものとします。

第 25 条（届出事項の変更）

1. 取扱店は、本会に届け出た商号、所在地、代表者、電話番号、業種、指定金融機関口座、その他取扱店登録申込書の記載事項に変更が生じた場合は、直ちに本会所定の方法により届け出るものとします。

2. 前項の届出がないため、本会からの通知または送付書類その他が延着し、もしくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に取扱店に到着したものとみなされても異議は申し立てないものとします。

第 26 条（契約の期間、解約）

1. 本契約の期間は、本契約承諾の日から満一ケ年とします。ただし、期間満了 1 ヶ月前までに取扱店または本会が相手方に対して解約の意思表示をしない場合は、本契約は、更に一ケ年自動的に更新され、以後も同様とします。

2. 取扱店が本規約または利用規約に違反し、不正行為をなし、または信用不安事由が生じる等、取扱店としてふさわしくないと判断される事由が生じた場合、本会の本規約に基づく取扱店との本契約を解約できるものとします。

3. 本契約が終了または解除された場合においても、取扱店の本会に対する残存債務完済まではその限度において本契約は有効とします。

4. 前項の規定にかかわらず、社会情勢の変化、法令の改廃、その他の都合等により、みさとと。P a y取引システムの取扱いを終了することがあり、この場合、取扱店に対し事前に通知することにより、本契約を解約できるものとします。

5. 本条の規定による本契約の終了により、取扱店に損害（逸失利益および機会損失を含む。）が生じた場合でも、本会は、一切の責を負わないものとします。

第 27 条（契約終了後の処理）

1. 第 26 条の規定により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われたみさとと。P a y決済は有効に存続するものとし、取扱店および本会は、みさとと。P a y決済を本規約に従い取り扱うものとします。ただし、取扱店と本会が別途合意した場合は、この限りではありません。

2. 取扱店は、本契約が終了後、直ちに取扱店の負担において本契約の存在を前提とした広告宣伝および取引申込の誘引行為を中止するものとします。また、本契約終了以後に会員よりみさとと。P a y決済による販売の申込があった場合には、これを拒絶するとともに、当該会員に対して本契約に基づく取引を中止した旨を告知しなければなりません。

第 28 条（調査・報告・協力）

1. 取扱店は、本会が取扱店に対してその業務内容、会員のみさとと。P a yカードの利用状況、会員番号の確認、みさとと。P a y決済による販売の内容・方法等およびカード回収の依頼等について本会が必要と認めた事項に関して調査、報告を求めた場合は、速やかに調査に協力するものとします。

2. 取扱店は、盗難、紛失、偽造もしくは変造されたカードまたはカードの不正使用もしくはこれに起因する決済に関わる被害が発生し、本会が、取扱店に対し所管の警察署へ当該決済に係る被害届提出を要請した場合は、これに協力するものとします。

第 29 条（システム保守・障害等）

1. 本会は、次の各号に掲げる場合において、サービスの利用を中止するものとします。

①システムの点検、補修、保守その他必要な作業を行う場合。

②通信機器、通信回線の故障又はメンテナンスを行う場合。

③火災、停電、その他天災地変等による場合。

④その他やむを得ない事由による場合。

2. 本会は、本会の故意又は重過失による場合を除き、前項によりサービスの利用ができなかった場合において取扱店

その他の第三者に対して損害等が生じたときでも、その責めを負わないものとします。

第30条（免責事項）

1. 本会は、次の各号に掲げる場合について、取扱店その他の第三者に対して損害等が生じたときでも、その責めを負わないものとします。ただし、本会の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

- ①取扱店の内部不正、操作ミス、決済用端末の紛失等により取扱店の意図しない決済が行われた場合。
- ②前条により本サービスの利用ができなかった場合。
- ③取扱店が本約款等に反したことを起因とした場合。
- ④その他前各号に準ずる場合。

第31条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 取扱店および本会は、取扱店および取扱店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- ②暴力団員（暴力団の構成員）
- ③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与するもの）
- ④暴力団関係企業・団体（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業・団体、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業・団体で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持または運営に積極的に協力しもしくは関与する企業・団体または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業・団体）
- ⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- ⑦特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、もしくは暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
- ⑧その他前各号に準ずるもの、および前各号の共生者

2. 取扱店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると本会が認めた場合は、本会は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、本会に生じた損害を取扱店が賠償するものとします。また、この場合、第26条の規定を準用するものとします。

3. 取扱店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると本会が認めた場合には、本会は、前項の規定に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、みさとと。P a yでの取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、本会は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4. 本会は、取扱店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくみさとと。P a yでの取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、取扱店は、本会が再開を認めるまでの間、みさとと。P a yでの取引を行うことができないものとします。

第32条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

第33条（合意管轄裁判所）

取扱店と本会との間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、本会の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第34条（定めのない事項、規約の変更）

1. 取扱店は、本規約に定めのない事項については、本会が別に定める利用規約に従うものとします。
2. 金融情勢の変動等により必要があると認められる場合は、別途定める決済手数料、ポイント発行手数料、ポイント換金額について、取扱店および本会の協議により、合理的な範囲において変更できるものとします。
3. 本規約の変更について、本会から規約の変更内容を通知、告知または公表した後もしくは新規約を送付した後に取扱店がみさとと。P a y 決済による販売を行った場合には、取扱店は、変更内容および新規約を承認したものとみなします。

附 則

この規約は、令和3年2月1日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、令和3年3月1日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、令和3年4月16日から実施する。

附 則

この規約の一部改正は、令和3年4月27日から実施する。

(別紙)

美郷版電子マネー「みさと。P a y」手数料等に関する規定

第1条 (みさと。P a y 決済手数料)

取扱店は、本会に対してみさと。P a yにて支払った金額に対し、決済手数料0.5%を支払うものとします。

第2条 (みさと。P a y ポイントの発行手数料)

取扱店は、本会に対してポイント発行手数料として、発行したポイントに1.5円を乗じた金額を支払うものとします。

第3条 (回収したみさと。P a y ポイントの精算)

取扱店が会員より回収したポイントは、回収したポイントに1.0円を乗じた金額を、本会より取扱店へ支払うものとします。

第4条 (規定の変更)

1. 本規定に定める決済手数料、ポイント発行手数料、ポイント換金額については、取扱店および本会の協議により、合理的な範囲において変更できるものとします。
2. 本規定の変更について、本会から規定の変更内容を通知、告知または公表した後もしくは新規定を送付した後に取扱店がみさと。P a y 決済による販売を行った場合には、取扱店は、変更内容および新規定を承認したものとみなします。

附 則

この規定は、令和3年2月1日から実施する。

附 則

この規定の一部改正は、令和3年3月1日から実施する。